

残留基準が定められているものであって、
暫定基準を設定しなかった農薬等の一覧

別添 残留基準が定められているものであって、
暫定基準を設定しなかった農薬等の一覧

No.	品目名	英名	主な用途
現01	BHC	BHC	農薬/動物薬・殺虫剤
現02	DCIP	DCIP	農薬・殺虫剤
現03	EPN	EPN	農薬・殺虫剤
現04	イソプロカルブ	ISOPROCARB	農薬・殺虫剤
現05	イナベンフィド	INABENFIDE	農薬・成長調整剤
現06	イマズスルフロン	IMAZOSULFURON	農薬・除草剤
現07	インダノファン	INDANOFAN	農薬・除草剤
現08	エスプロカルブ	ESPROCARB	農薬・除草剤
現09	エチオフェンカルブ	ETHIOFENCARB	農薬・殺虫剤
現10	エチプロール	ETHIPROLE	農薬・殺虫剤
現11	エディフェンホス	EDIFENPHOS	農薬・殺菌剤
現12	エトベンザニド	ETOBENZANID	農薬・除草剤
現13	エトリムホス	ETRIMFOS	農薬・殺虫剤
現14	オキサジクロメホン	OXAZICLOMEFONE	農薬・除草剤
現15	オクスフェンダゾール/フェバンテル/ フェンベンダゾール	OXFENDAZOLE/FEBANTEL/FEN BENDAZOLE	動物薬・寄生虫駆除剤
現16	カフェンストロール	CAFENSTROLE	農薬・除草剤
現17	カルプロバミド	CARPROPAMID	農薬・殺菌剤
現18	カンタキサンチン	CANTHAXANTHIN	飼料添加物・色素剤
現19	クミルロン	CUMYLURON	農薬・除草剤
現20	ジエトフェンカルブ	DIETHOFENCARB	農薬・殺菌剤
現21	ジクロシメット	DICLOCYMET	農薬・殺菌剤
現22	シクロスルフアムロン	CYCLOSULFAMURON	農薬・除草剤
現23	ジクロメジン	DICLOMEZINE	農薬・殺菌剤
現24	シハロホップブチル	CYHALOFOP-BUTYL	農薬・除草剤
現25	ジメチルビンホス	DIMETHYLVINPHOS	農薬・殺虫剤
現26	シメトリン	SIMETRYN	農薬・除草剤
現27	シンメチリン	CINMETHYLIN	農薬・除草剤
現28	ダイムロン	DAIMURON	農薬・除草剤
現29	チフルザミド	THIFLUZAMIDE	農薬・殺菌剤
現30	テクロフトラム	TECLOFTALAM	農薬・殺菌剤
現31	テニルクロール	THENYLCHLOR	農薬・除草剤
現32	テレフタル酸銅	COPPER TELEPHTHALATE	農薬・殺菌剤
現33	トリクラミド	TRICHLAMIDE	農薬・殺菌剤
現34	トリシクラゾール	TRICYCLAZOLE	農薬・殺菌剤
現35	トルクロホスメチル	TOLCLOFOS-METHYL	農薬・殺菌剤
現36	トルフェンピラド	TOLFENPYRAD	農薬・殺虫剤
現37	鉛	PB	農薬・殺虫剤
現38	ビスピリバックナトリウム塩	BISPYRIBAC-SODIUM	農薬・除草剤
現39	ヒ素	ARSENIC TROXIDE	農薬・殺虫剤
現40	ビフェノックス	BIFENOX	農薬・除草剤
現41	ピラゾキシフェン	PYRAZOXYFEN	農薬・除草剤
現42	ピリダリル	PYRIDALYL	農薬・殺虫剤
現43	ピリフェノックス	PYRIFENOX	農薬・殺菌剤
現44	ピリブチカルブ	PYRIBUTICARB	農薬・除草剤
現45	ピリミノバックメチル	PYRIMINOBACK-METHYL	農薬・除草剤
現46	ピルリマイシン	PIRLIMYCIN	動物薬・抗生物質
現47	フェノキサニル	FENOXANIL	農薬・殺菌剤
現48	フェンスルホチオン	FENSULFOTHION	農薬・殺虫剤
現49	フェントラザミド	FENTRAZAMIDE	農薬・除草剤
現50	ブタクロール	BUTACHLOR	農薬・除草剤
現51	ブチレート	BUTYLATE	農薬・除草剤
現52	フラメピル	FURAMETPYR	農薬・殺菌剤
現53	プレチラクロール	PRETILACHLOR	農薬・除草剤
現54	プロチオホス	PROTHIOFOS	農薬・殺虫剤
現55	プロヒドロジャスモン	PROHYDROJASMON	農薬・除草剤・成長調整剤
現56	ペントキサゾン	PENTOXAZONE	農薬・除草剤
現57	ベンフレセート	BENFURESATE	農薬・除草剤
現58	メフェナセツト	MEFENACET	農薬・除草剤
現59	メプロニル	MEPRONIL	農薬・殺菌剤
現60	モリネート	MOLINATE	農薬・除草剤
現61	ラクトパミン	RACTOPAMINE	動物薬・成長促進剤
現62	レナシル	LENACIL	農薬・除草剤
現追加1	カズサホス	CADUSAFOS	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤

※2005年9月現在、薬事・食品衛生審議会において審議中のものを含む。

一般規則のイメージ

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際して、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定について(最終案)」(平成17年5月31日)の2の(1)に記載した内容を趣旨とする一般規則を設ける方向で検討しており、現時点でそのイメージを示せば次のとおりとなる。

○ 規則(案)

1 食品は、抗生物質又は化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

- (1)食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定めた添加物を含有するもの
- (2)2, 3, 4, 5及び6に定める成分規格に適合するもの
- (3)(2)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの

2 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「農薬等」という。)であつて、次に掲げるものは、食品から検出されてはならない。ただし、別に定める場合を除き、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(以下「原農薬等」という。)が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規定を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。

・食品において「不検出」とする農薬等の一覧(15 農薬等 別表1参照)

3 次の表に掲げる農薬等は、同表の左欄に掲げる食品においてそれぞれ同表の右欄に定める量の限度を超えて残留してはならない。この場合において、各条に掲げる食品についてそれぞれに定める量の限度を「不検出」と定めているときは、その物が検出されるものであつてはならない。ただし、別に定める場合を除き、原農薬等が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規定を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。

・食品中の農薬等残留基準一覧(712 農薬等 別表2*参照)

※ただし、暫定基準を設定する農薬等のみ掲載。

- 4 3において成分規格が定められていない場合であつて農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。
- 5 次の表に掲げる農薬等は、同表に掲げる食品においてそれぞれ同表に定める量の限度を超えて残留してはならない。この場合において、各条に掲げる食品についてそれぞれに定める量の限度を「不検出」と定めているときは、その物が検出されるものであつてはならない。ただし、別に定める場合を除き、原農薬等が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規定を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。
 - ・加工食品中の農薬等残留基準一覧(79 農薬等 別表3参照)
- 6 2, 3, 4及び5の規格に適合する食品（同規格に適合する食品を原材料として製造され、又は加工される食品を含む。）を原材料として製造され、又は加工される食品については、別に定める場合を除き、本項の規格に適合するものとみなす。
- 7 基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し基準値と比較することにより判定を行う。

食品、添加物等の規格基準（抄）（昭和三十四年十二月二十八日）
（厚生省告示第三百七十号）

第1 食品

A 食品一般の成分規格

- 1 食品は、抗生物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。
 - (1) 6に定める成分規格に適合するもの
 - (2) (1)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの
- 2 食肉、食鳥卵及び魚介類は、化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。
 - (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定めた添加物を含有するもの
 - (2) 6に定める成分規格に適合するもの（(1)に該当するものを除く。）
 - (3) (2)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの
- 3 食品が組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。以下同じ。）によつて得られた生物の全部若しくは一部であり、又は当該生物の全部若しくは一部を含む場合は、当該生物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の経た旨の公表がなされたものでなければならない。
- 4 食品が組換えDNA技術によつて得られた微生物を利用して製造された物であり、又は当該物を含む場合は、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の経た旨の公表がなされたものでなければならない。
- 5 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ミに規定する特定保健用食品は、厚生労働大臣が定める安全性及び効果の審査の経たものでなければならない。
- 6 次の(1)の表の第1欄に掲げる農薬等（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は薬事法第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表第2欄に掲げる食品にそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有されるものであつてはならない。この場合において、次の(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、次の(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表第3欄に「不検出」と定めている同表第2欄に掲げる食品については、次の(3)から(10)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

（以下略）

